

※介護保険には、福祉用具の貸与（レンタル）と購入費の支給のサービスがあります。

# 介護保険の福祉用具貸与（レンタル）

- ◎ 介護保険では、たとえ介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた居宅で、自立した生活が送れるよう、福祉用具がレンタルできます。
- ◎ 心身の状況や生活環境を踏まえた上で、その方の日常生活の維持や改善につながるよう、適した福祉用具を選択することが大切です。

## ■どんな人が利用できるの？

介護保険の要支援、要介護と認定され在宅サービスを受ける人。  
（介護保険施設や病院などへの施設入所、入院中等は利用できません）

## ■どんな福祉用具が借りられるの？

種目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
車いす・車いす付属品	※	※	※	○	○	○	○
特殊寝台・特殊寝台付属品	※	※	※	○	○	○	○
床ずれ防止用具	※	※	※	○	○	○	○
体位変換器	※	※	※	○	○	○	○
手すり	○	○	○	○	○	○	○
スロープ	○	○	○	○	○	○	○
歩行器	○	○	○	○	○	○	○
歩行補助つえ	○	○	○	○	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	※	※	※	○	○	○	○
移動用リフト（つり具の部分を除く）	※	※	※	○	○	○	○
自動排泄処理装置（排便機能を有するもの）	※	※	※	※	※	○	○
自動排泄処理装置（上記以外のもの）	○	○	○	○	○	○	○

表の※印は、原則貸与はできませんが、その福祉用具の貸与が特に必要と認められる場合に限り、例外的に貸与が受けられる場合があります。例外給付を受ける場合には、担当の介護支援専門員が所定の手続きを行う必要がありますので、担当の介護支援専門員にご相談ください。

対象となる福祉用具の詳細は裏面をご覧ください。

## ■利用の方法は？

- ・ 居宅（介護予防）サービス計画に位置付けて、指定事業者からレンタルします。居宅（介護予防）サービス計画を立てる際、担当の介護支援専門員（要支援1・2の方は地域包括支援センター）等へご相談ください。
- ・ 利用開始後も、利用の継続の必要性を随時見直していきます。

## ■利用者の負担費用は？

- ・ レンタルにかかる費用の1割または2割が利用者負担です。  
※ ただし、居宅（介護予防）サービス区分ごとに決まっている支給限度基準額の範囲内に限ります。
- ・ 費用は事業者ごとに異なりますので、それぞれの事業者にご確認ください。

## 介護保険の貸与（レンタル）対象となる福祉用具

種目	機能または構造等	種目	機能または構造等
車いす	次のいずれかに限る ・自走用標準型車いす ・普通型電動車いす ・介助用標準型車いす	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る ・車輪を有するものは、体の前および左右を囲む把手等を有するもの ・四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
車いす付属品	クッション、電動補助装置等で、車いすと一体的に使用されるものに限る	歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖に限る
特殊寝台	サイドレールが取り付けられているものまたは取付可能なものであって次のいずれかの機能を有するもの ・背部または脚部の傾斜角度を調節できる機能 ・床板の高さを無段階に調整できる機能	認知症老人徘徊感知機器	認知症の方が屋外へ出ようとしたとき等、センサーにより感知し、家族および隣人等へ通報するもの
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等で、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る	移動用リフト（つり具の部分を除く）	床走行式、固定式または据置式であり、かつ、身体をつり上げまたは体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅改修を伴うものを除く） ※つり具の部分は福祉用具購入費の支給対象です。
床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る ・送風装置または空気圧調整装置を備え空気マット ・水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット	体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより要介護者等の体位を容易に変換できるもの（体位の保持のみを目的とするものを除く）
自動排泄処理装置	尿または便が自動的に吸引されるものであり、経路となる部分を分割することが可能な構造であって、利用者・介護者が容易に使用できるもの ※交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるもので、容易に交換できるものは福祉用具購入費の支給対象です。	スロープ	段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る
手すり	取付に際し工事を伴わないものに限る		

問い合わせ先

前橋市 介護保険課 給付適正化係

電話：027-898-6157・3129（直通）